

日本火災学会 原子力発電所の火災防護専門委員会
第6回 専門委員会 議事録

1. 日時 2014年6月25日(木) 16:00~18:00

2. 場所 東京理科大学 森戸記念館 第2会議室

3. 出席者

辻本委員長、長岐幹事、角谷委員、小林委員、後藤委員、中村委員、奈良間委員、原田委員、松山委員、森田委員(合計10名)

4. 配布資料

資料6-1: 米国の原子力発電所に関する規制

資料6-2: Risk-Informed Regulatory Decision Making

資料6-3: NRC Risk-Informed and Performance-Based Initiatives

資料6-4: Safety Goal and Risk-Informed Regulation at the U.S. NRC

5. 議事内容

(1) 米国の原子力発電所に関する規制

辻本委員長及び長岐幹事より、資料6-1を用いて、米国の原子力発電所に関する規制について説明があった。辻本委員長からは、NRCのホームページ*にはNRCの規制活動に関する情報が網羅的に整理されており、現在、本委員会が公開しているホームページの手本にしたいとのコメントがあった。

- ・ NRCの規制手段の1つである「Operational Experience (運転経験)」とは、事故/トラブル等の運転経験を適切にNRCの規制活動に反映させるということである。(長岐幹事)
- ・ 日本においても運転経験を反映させた規制活動が行われている。(奈良間委員)
- ・ 最近米国で発生した電源系統の問題(単相欠相状態の未検出)が日本の規制に反映された。(後藤委員)
- ・ 10CFR50 附則 R は 1979年1月1日以降に運転を開始したプラントにも適用され、認可条件の変更により規則からの逸脱も認められる。また、火災防護に関する規則としては10CFR50.48もある(奈良間委員)
- ・ RG 1.189 は火災防護規則に関する全般的な指針である。また、原子力関連の民間機関(NEI、EPRI等)も火災防護に関する文書を作成しており、文書を規制対応において用いる場合、NRCに対して安全審査を要請することがある。(長岐幹事)
- ・ NRCが作成した資料類は、全てがNRCのホームページ内のデータベース†で公開されている(セキュリティー関連情報や被規制側の財産権情報は非公開となる)。(長岐幹事)

* <http://www.nrc.gov/>

† <http://adams.nrc.gov/wba/>

(2) リスク情報を活用したパフォーマンスベースの規制について

長岐幹事より、資料 6-2、資料 6-3、資料 6-4 を用いて、米国におけるリスク情報を活用したパフォーマンスベースの規制について説明があった。

(3) 人事について

奈良間委員より、本委員会の委員就任を希望している人(1名)がいるとの報告があった。現時点で本委員会の委員数は定数には達していないために、受け入れ可能。次回の委員会での書類の提出を待って、新委員選任を審議することにした。

(4) 今後の予定及び作業分担

- ・ 第 7 回委員会は 2014 年 7 月 30 日の 17:00 から 19:00 に東京理科大学 森戸記念館で実施する。
- ・ 米国規制 (RG 1.189) と日本の新旧規制の比較表を作成する (担当: 奈良間委員)。
- ・ 米国の火災防護規制に関する枠組みの図解を作成する (担当: 長岐幹事)。

以上